

龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会規約第18条の規定に基づき、龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、龍野市、新宮町、揖保川町及び御津町(以下「関係市町」という。)の負担金、繰越金その他の収入をもってその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長の定める銀行その他の金融機関に預け入れるものとする。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(収入及び支出の手続等)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市又は町の例による。

2 協議会出納員は、次に定める簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算経理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後3箇月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の会議を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により決算が協議会の会議を経たときは、当該決算の写しを速やかに関係市町の長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関して必要な事項は、会長の属する市又は町の例により、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年 4月18日から施行する。

(読替規定)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成15年 7月 2日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 8月 2日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)
歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
負担金	負担金	負担金
繰越金	繰越金	繰越金
諸収入	諸収入	諸収入

別表第 2 (第 4 条関係)
歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
運営費	会議費	会議費
	事務費	事務費
事業費	事業費	事業費
予備費	予備費	予備費